

外資系企業の皆さまへ

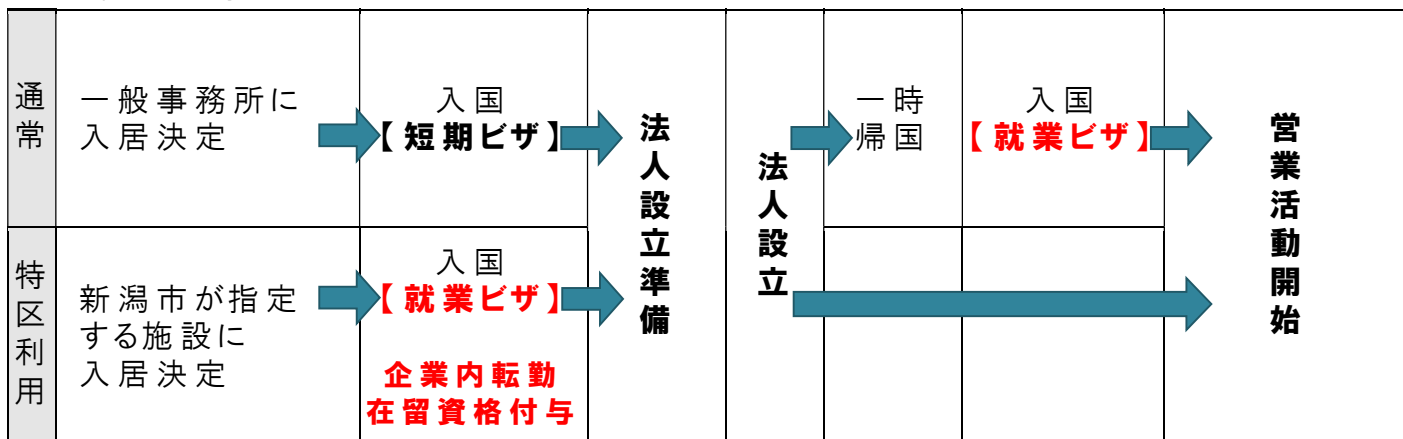
「新潟市国際創業特区」のご案内

新潟市は2006年3月に「新潟市国際創業特区」に認定されました。



これは、**在留資格の優遇制度**になります。新潟市に進出し、支店等を開業しようとする外資系企業等が、新潟市が指定する施設に入居することで、事務所となる拠点の確保が確実であるとみなして、開設準備を行う者が「企業内転勤」の在留資格の取得する際の要件が緩和されるものです。

これにより、法人設立に伴う準備段階においても、「企業内転勤」の在留資格が付与されるメリットがあります。

□ 営業活動開始までの比較表



○ 新潟市が指定する施設

①	<p>名 称：プラーカ3</p> <p>所在地：新潟県新潟市中央区天神1丁目1番 (JR新潟駅 南口直結)</p> <p>特区指定スペース： 2階レンタルスペース B, C, D, E, F, G</p>	
②	<p>名 称：新潟市バイオリサーチセンター</p> <p>所在地：新潟県新潟市秋葉区東島316-2</p> <p>特区指定スペース： 共同利用研究室-1~11 研究・実験室-1~4 分析・測定室-1~2</p>	

○ 制度の利用について

- 1) 在留資格認定証明書の交付申請方法は、通常の申請方法と同様です。
 - 2) 申請前に、指定施設を使用する旨、誓約書を提出していただきます。
 - 3) 誓約書提出後、「新潟市国際創業特区」指定施設であることを示す資料をお渡します。(在留資格認定証明書交付申請時に添付必要)
- ※本制度を利用しても、入国の許可基準に適合しない場合は、証明書の交付を受けることができませんので予めご了承ください。
- ※日本での業務内容が「企業内転勤」の在留資格に適合しない場合は、本制度をご利用いただけません。